

企画提案説明書

令和 7 年度豊かできれいな海の実現に向けた栄養塩量の算出業務に係る企画提案についてはこの企画提案説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度豊かできれいな海の実現に向けた栄養塩量の算出に係る委託業務
- (2) 業務内容 令和 7 年度豊かできれいな海の実現に向けた栄養塩量の算出に係る委託業務仕様書のとおり
- (3) 業務目的 近年、海域の栄養塩（窒素分）不足によって、ノリの色落ちが頻発するとともに、漁業生産量の減少が生じた可能性が指摘されている。このため、海域への栄養塩類供給を目的として下水処理施設の管理運転や漁業者による海底耕うんが行われているが、その実施に伴う COD の増加や植物プランクトンの異常増殖のリスクに関しての評価は十分に行われていない。そこで本業務において、本県の基幹漁業であるノリ養殖について、主要漁場における栄養塩供給と COD や植物プランクトンの関係を算出し、下水処理施設等での管理運転を行う際の根拠資料とする。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日
- (5) 委託限度額 2, 8 8 9, 7 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 企画提案を求める具体的内容

別紙 1 のとおり

3 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づき公表された入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（2）業務の実施に関する要件

- ア 岡山県内に本社または支社等を置く者であること。
- イ 沿岸海域の流動・水質の数値モデルに関する高度な専門知識を有すること。
- ウ 過去に同様の業務を実施した実績を有すること。
- エ 過去 2 年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

4 企画提案説明書等に対する質問の受付及び回答

（1）受付期限 令和 7 年 5 月 19 日（月）

（2）問い合わせ先

瀬戸内市牛窓町鹿忍 6641-6
岡山県農林水産総合センター水産研究所 漁場環境研究室
TEL 0869-34-3074 FAX 0869-34-4733

（3）提出場所 （2）に同じ。

- （4）提出方法 原則としてファクシミリ又は郵送とする。
ただし、到達したことを電話で（2）に確認すること。
- （5）回答方法 質問を受けた日から起算して 3 日以内にファクシミリ等で回答する。

5 参加意思確認書に関する事項

（1）参加意思確認書の作成様式

別紙様式による。

（2）記載上の留意事項

令和 7 年度豊かできれいな海の実現に向けた栄養塩量の算出に係る委託業務における参加意思確認書の提出を求める公告（以下「公告」という。）4 に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載するものとする。

（3）問い合わせ先 上記 4（2）に同じ

（4）提出期限 令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）

（5）提出場所 上記 4（2）に同じ

- （6）提出方法 原則としてファクシミリ又は郵送とする。
ただし、到達したことを電話で上記 4（2）に確認すること。

（7）参加意思確認書の審査

提出期間内に提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当課室で審査し、その結果を提出者に書面により通知する。

6 企画提案説明書に関する事項

参加意思確認書の提出により、3 の応募要件を満たすと認められると場合には、参加

意思確認書の提出者といであ株式会社は、下記により企画提案書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和7年6月2日(月)から令和7年6月9日(金)午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (2) 提出場所 上記4(2)に同じ。
- (3) 提出方法 持参すること
- (4) 種類及び提出部数
 - ア 企画提案書 5部
 - イ 見積書 1部
- (2) 企画提案書の形式及び内容
別紙2のとおり。

7 企画提案書の特定

(1) 企画提案書を特定するための評価基準

審査委員会において、次の評価を行い、最高点の企画提案書を令和7年度豊かできれいな海の実現に向けた栄養塩量の算出に係る委託業務の委託先候補として特定する。

(評価基準)

評価項目	評価点
1 事業目的を十分に理解し、一定の精度以上で予測計算を実施し、得られた予測計算結果を適切にとりまとめることが可能であるか。	40
2 実施体制は十分かつ信頼性が高く、確実な事業実施が見込めるか。	20
3 当該事業と類似の事業の実績は十分なものであったか。	20
4 経費の見積額 委託限度額の 85%未満 20点 委託限度額の 85%以上 90%未満 16点 委託限度額の 90%以上 95%未満 12点 委託限度額の 95%以上 100%未満 4点 委託限度額の超過 不採択	20

(2) 企画提案書の審査

企画提案書については、別途設置する審査委員会において審査する。

(3) 企画提案書の特定

企画提案書は、(2)の審査結果を踏まえ、特定する。

(4) 結果の公表

審査結果の通知は文書で行う。

(5) 特定された企画提案書の提案者の取扱い

特定された企画提案者（以下「特定者」という。）は、令和7年度豊かできれいな海の実現に向けた栄養塩量の算出に係る委託業務を行う事業予定者となるものとする。

(6) 企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング、プレゼンテーションを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については、ヒアリング、プレゼンテーションを実施することとした時点でその旨別途通知する。

(7) 非特定提案者の取扱い

提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

(8) (7)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(9) (8)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(10) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------|
| ア 受付場所 | 上記4（2）に同じ。 |
| イ 受付時間 | 午前9時から午後5時まで |
| ウ 受付方法 | 原則としてファックスによる。 |
| エ 回答方法 | 原則としてファックスによる。 |

8 関連情報を入手するための窓口

上記4（2）に同じ

9 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加意思確認書並びに企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加意思確認書及び特定されなかった企画提案書は、返却しない。

(4) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。

(6) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

(7) 上記7（5）の特定された企画提案書の提出者は、契約を締結しようとする場合には、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。

なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。